

横瀬町告示第8号

地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)を定めるに当たり、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定により次のとおり公告し、当該地域計画(案)を縦覧に供する。

なお、当該地域計画(案)については、縦覧期間満了の日まで横瀬町長に対して意見書(当該地域計画(案)の利害関係人に限る。)を提出することができる。

令和7年2月26日

秩父郡横瀬町長 富田能成



- 1 地域計画を定めようとする地域
 - (1) 苧米地域
 - (2) 宇根地域
 - (3) 姿地域
 - (4) 合耕地地域
 - (5) 芦ヶ久保地域

- 2 地域計画(案)の縦覧場所
横瀬町役場 振興課

- 3 地域計画(案)の縦覧期間
自 令和7年2月26日
至 令和7年3月11日

- 4 地域計画(案)の縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで

- 5 地域計画(案)に係る意見書の提出先
横瀬町役場 振興課